

令和2年度研修実施計画一覧表(令和元年度との比較表)

(元.12.10 総研)

* 研修名の頭に付した記号は、◎は中央研修、○は高裁委嘱、●は自府研修を表す。

番号	研修名等	令和2年度			令和元年度			備考
		実施時期	期間	人員	実施時期	期間	人員	
1	◎首席書記官研究会	2.9.16(水)～9.17(木)	2	約30	元.9.18(水)～9.19(木)	2	30	
2	◎首席家庭裁判所調査官研究会	第1回 2.9.3(木)～9.4(金)	2	8	元.9.5(木)～9.6(金)	2	8	
		第2回 2.11.17(火)～11.18(水)	2	50	元.11.19(火)～11.20(水)	2	50	
3	◎事務局長研究会	3.2.18(木)～2.19(金)	2	約20	2.2.20(木)～2.21(金)	2	約20	
4	◎管理者研究会(組織運営)(※)	2.5.19(火)～5.21(木)	3	約60	元.5.21(火)～5.23(木)	3	60	令和元年度は司研と一部合同で実施
5	◎次席家庭裁判所調査官等研究会	2.9.23(水)～9.25(金)	3	未定	元.9.25(水)～9.27(金)	2.5	28	★
6	◎管理者研究会	2.4.13(月)～4.17(金)	5	約100	3.1.4.15(月)～4.19(金)	5	127	
7	◎研修計画協議会	3.1.7(木)～1.8(金)	2	25	2.1.9(木)～1.10(金)	1.5	25	★
8	◎中間管理者研修Ⅰ	第1回 2.10.13(火)～10.16(金)	4	約80	元.10.15(火)～10.18(金)	4	79	
		第2回 3.1.12(火)～1.15(金)	4	約80	2.1.14(火)～1.17(金)	4	80	
		第3回 3.2.2(火)～2.5(金)	4	約80	2.2.4(火)～2.7(金)	4	80	
9	◎中間管理者研修Ⅱ	第1回 2.10.27(火)～10.29(木)	3	約80	元.10.29(火)～10.31(木)	3	61	
		第2回 2.12.8(火)～12.10(木)	3	約80	元.12.10(火)～12.12(木)	3	59	
10	◎主任家庭裁判所調査官研修	2.6.23(火)～6.26(金)	4	未定	元.6.25(火)～6.28(金)	3.5	47	★
11	◎研修指導研究会	第1回 2.6.3(水)～6.5(金)	3	約40	元.6.5(水)～6.7(金)	3	38	
		第2回 2.12.15(火)～12.17(木)	3	約50	元.12.17(火)～12.19(木)	3	44	
12	◎実務指導研究会	民事 2.5.12(火)～5.13(水)	2	約40	元.5.14(火)～5.15(水)	2	41	
		刑事 2.5.12(火)～5.13(水)	2	約40	元.5.14(火)～5.15(水)	2	35	
		家事 2.5.14(木)～5.15(金)	2	約35	元.5.16(木)～5.17(金)	2	36	
		少年 2.5.14(木)～5.15(金)	2	約25	元.5.16(木)～5.17(金)	2	22	
13	◎家事実務研究会(※)	2.11.4(水)～11.6(金)	3	約100	元.11.6(水)～11.8(金)	3	100	令和元年度は司研と一部合同で実施
14	◎少年実務研究会(※)	2.9.9(水)～9.11(金)	3	約100	元.9.11(水)～9.13(金)	3	98	令和元年度は司研と一部合同で実施
15	◎民事実務研究会	第1回(※) 2.6.10(水)～6.11(木)	各2	約50	元.6.12(水)～6.13(木)	各2	50	令和元年度は司研と一部合同で実施
		第2回 3.1.21(木)～1.22(金)		約50	2.1.23(木)～1.24(金)		50	
16	◎刑事実務研究会(※)	2.11.18(水)～11.19(木)	2	約50	元.11.21(木)～11.22(金)	2	50	令和元年度は司研と一部合同で実施
17	◎家事特別研究会(※)	2.10.8(木)～10.9(金)	2	約50	元.10.10(木)～10.11(金)	1.5	50	令和元年度は司研と合同で実施 ★
18	◎家庭裁判所調査官特別研修	第1回 2.10.20(火)～10.23(金)	4	約40	元.10.29(火)～11.1(金)	4	39	
		第2回 2.12.2(水)～12.4(金)	3	約40	元.12.4(水)～12.6(金)	3	39	
		第3回 3.1.27(水)～1.29(金)	3	約40	2.1.29(水)～1.31(金)	3	40	
19	◎家庭裁判所調査官応用研修	2.7.6(月)～7.10(金)	5	未定	元.7.8(月)～7.12(金)	5	52	
20	◎速記官中央研修	2.7.1(水)～7.2(木)	2	約20	元.7.3(水)～7.4(木)	1.5	20	★
21	◎総括執行官研究会	2.7.7(火)～7.9(木)	3	未定				隔年で実施 令和元年度は実施なし
22	◎執行官実務研究会	3.2.2(火)～2.4(木)	3	未定	2.2.4(火)～2.6(木)	3	19	
23	◎新任執行官研修	2.5.26(火)～5.29(金)	4	未定	元.5.28(火)～5.31(金)	3.5	13	★
24	◎係長等(総務担当)研修	2.10.6(火)～10.8(木)	3	約50	元.10.1(火)～10.3(木)	3	52	
25	◎係長等(人事担当)研修	2.10.20(水)～10.22(金)	3	約70	元.10.23(水)～10.25(金)	3	71	
26	◎係長等(会計担当)研修	2.11.10(火)～11.13(金)	4	約60	元.11.12(火)～11.15(金)	4	59	
27	◎研修事務担当者研修	2.6.16(火)～6.18(木)	3	約40	元.6.18(火)～6.20(木)	3	39	
28	◎総合職採用職員初任研修	2.4.7(火)～4.9(木)	3	未定	31.4.5(金)～4.9(火)	3	64	
29	◎情報セキュリティ研修	2.9.29(火)～9.30(水)	2	約60	元.10.8(火)～10.9(水)	1.5	66	★
30	◎情報処理研修	第1回 2.5.19(火)～5.21(木)	3	約60	元.5.21(火)～5.23(木)	3	58	
		第2回 2.5.26(火)～5.28(木)	3	約60	元.5.28(火)～5.30(木)	3	60	

番号	研修名等		令和2年度		令和元年度		備考
			実施時期	期間	実施時期	期間	
31	②裁判事務支援システム(少年事件部分)導入研修	第1回			元.5.13(月)～5.14(火)	2	54
		第2回			元.6.6(木)～6.7(金)	2	64
		第3回			元.7.9(火)～7.10(水)	2	46
		第4回			元.9.9(月)～9.10(火)	2	44
32	②裁判事務支援システム(簡裁民事・支払督促・高裁刑事・簡裁刑事件部分)導入研修	高裁刑事 簡裁民事 支払督促 第1回	2.5.12(火)～5.13(水)	2	未定		
		簡裁民事 支払督促	2.5.13(水)～5.14(木)	2	未定		
		高裁刑事 簡裁刑事 第2回	2.6.9(火)～6.10(水)	2	未定		
		簡裁民事 支払督促	2.6.10(水)～6.11(木)	2	未定		
		高裁刑事 簡裁刑事 第3回	2.9.1(火)～9.2(水)	2	未定		
		簡裁民事 支払督促	2.9.2(水)～9.3(木)	2	未定		
33	③採用試験事務担当者研究会	2.5下旬	1	未定	元.5.29(水)	1	28
34	④○次席家庭裁判所調査官等実務研究会	前期研修	2.6.25(木)～7.15(水)	15	未定	元.6.26(水)～7.17(水)	15
		実務研修	2.7.17(金)～8.21(金)	23		元.7.19(金)～8.21(水)	23
		後期研修	2.8.24(月)～9.11(金)	15		元.8.23(金)～9.12(木)	15
35	○新任中間管理者研修	実施機関が適宜決定	1	未定	実施機関が適宜決定	1	約70
36	○書記官プラッシュアップ研修	7月から9月までの間で実施機関が適宜決定	5	未定	7月から9月までの間で実施機関が適宜決定	10.5	274
37	○家庭裁判所調査官実務研究会	実施機関が適宜決定	3	未定	実施機関が適宜決定	3	約240
38	○新任係長研修	実施機関が適宜決定	3	未定	実施機関が適宜決定	3	251
39	○事務官専門研修	実施機関が適宜決定	2～3	未定	実施機関が適宜決定	1.5～3	未定
40	○ジャンプアップ研修	実施機関が適宜決定	3	未定	実施機関が適宜決定	3	未定
41	○事務官法律研修	通信研修	実施機関が適宜決定	約250	実施機関が適宜決定	272	
		面接研修	実施機関が適宜決定		実施機関が適宜決定		
42	○新採用職員研修	実施機関が適宜決定	5	未定	実施機関が適宜決定	5	446
43	●ステップアップ研修	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定	3	未定	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定	3	未定
44	●フォローアップセミナー	①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、 ①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	約3	未定	①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、 ①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	約3	未定
45	●フレッシュセミナー	採用初日及び2日目	2	未定	採用初日及び2日目	2	未定
46	●高裁ブロック研修	実施機関が適宜決定			実施機関が適宜決定		
47	●自序研修	実施機関が適宜決定			実施機関が適宜決定		
48	合同実務研究	2.9～3.3	7月	未定	元.9～2.3	7月	7
49	書記官実務研究	2.4～3.3	1年	2	31.4～2.3	1年	2
50	家庭裁判所調査官実務研究 (個人及び共同研究)	2.7～3.3	8月	未定	元.7～2.3	8月	2
	同上 (指定研究)	2.4～3.3	1年	6	31.4～2.3	1年	6
51	家庭裁判所調査官関係機関特別研究(家事及び少年関係機関についての研究)	2.7～3.3	8月	未定	元.7～2.3	8月	19
	同上 (心身の鑑別についての研究)	3.2～3	1月	3	2.2～3	1月	3
	同上 (更生保護についての研究)	2.5～7	2月	3	元.5～7	2月	3
61	書記官養成課程第一部 第17期	2.4.6(月)～3.3.1(月)	1年	未定	31.4.4(木)～2.3.2(月)	1年	202
62	書記官養成課程第二部 第16期 (2年生)	31.4.4(木)～3.3.1(月)	2年	68	30.4.5(木)～2.3.2(月)	2年	59
		第17期 (1年生)	2.4.6(月)～4.3.25(金)	2年	未定	31.4.4(木)～3.3.1(月)	2年
63	家裁調査官養成課程第16期	31.4.4(木)～3.3.1(月)	2年	45	30.4.5(木)～2.3.2(月)	2年	39
64	家裁調査官養成課程第17期	2.4.6(月)～4.3.25(金)	2年	未定	31.4.4(木)～3.3.1(月)	2年	45

・(※)を付したものについては、カリキュラムについて司研と合同実施を検討中

・備考欄に★がある研修については、令和2年度から期間の表記を端数を切り上げる形で改めた。ただし、日程そのものは令和元年度と変わらない。